

第4章 地域資源を活かした農村の振興・活性化

1 農山漁村の活性化に向けて

(1) 農山漁村活性化の取組

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育等に活用しながら、都市と農山漁村の共生・対流を推進し、地域の活性化と地域コミュニティの再生を支援する取組として「都市農村共生・対流総合対策交付金」が平成25年度に創設され、九州農政局管内においても22地域でこの交付金を活用した活動が実施されました。

また、九州各地のグリーン・ツーリズムの実践者などが一同に会するシンポジウムが福岡県下において行われ、今年は農山漁村で応援活動を行う都市部の若者の活動報告が、都市農村交流の新たな動きとして注目を浴びました。

【九州グリーン・ツーリズムシンポジウム2013in福岡】 (主催：九州グリーン・ツーリズムシンポジウム2013実行委員会)

民間主導となって6回目を迎える「九州グリーン・ツーリズムシンポジウム」が、平成25年12月4日～5日の2日間、福岡県で開催されました。

1日目は県内4か所で分科会を行い、テーマに沿ったパネルディスカッションで議論を尽くし、夜は民泊先等で更に交流を深めました。

2日目は宗像市^{むなかたし}に集結し、農山漁村の活性化に挑む学生サークル等の具体的な活動報告を3団体より発表頂いた後、26年度に開催する宮崎県^{みやざき}の代表より挨拶がありました。その後、場所を岡垣町^{おかがきまち}のぶどうの樹に移し「スローフード交流会」が行われました。

今回も九州内外から611名が集まったことから、「GT先進地 九州」の一面を実感出来る大会でした。



全体会の様子

子どもたちが、農山漁村での農作業・宿泊体験等を通じて、農山漁村のありのままを知り、ものの見方や考え方を深め、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心を育むなど、力強く成長してもらうことを目的に、農林水産省、文部科学省、総務省が連携して小学校における農山漁村での宿泊体験活動を推進しています。

九州各地で、この「子ども農山漁村交流プロジェクト」によるモデル事業が取り組まれており、受入側の協議会等が事業主体となって、地域にある様々な自然、農林漁業、農産物の加工、農村工芸及び伝統芸能等の地域資源を活かした体験メニュー・プログラムが整備され、子供の受入を実践しています。

【子ども農山漁村交流プロジェクトの取組（大分県^{うすきし}臼杵市）】

臼杵市の「子ども農山漁村交流プロジェクト」は、取組を始めた平成22年度は年に2校のみの取組でしたが、受入家庭とのかかわりの中でコミュニケーション能力の育成につながることや、家族的な雰囲気の中で自分の役割を見つける家族意識の高揚などの教育的効果が見られること、また、臼杵市長の施政方針の1つである「子供たちが希望や誇りをもち、たくましく育つまち」にも合致するため、今年度より「市内の全小学5年生」を対象として、農村民泊体験を行うこととしました。

今年度は、6月6日の川登^{かわのぼり}小学校を皮切りに11月22日まで13校約310名が、1泊2日の日程で農村民泊体験を行いました。

内容は初日午後に入村式を行った後、各家庭に分かれ、竹細工体験や調理体験などを行い、夜は受入家族と一緒に食卓を囲み、食後は田舎ならではのだんらんを体験し就寝しました。次の日は体験ほ場に集まり、参加者全員で収穫、種まき体験を行った後、午後お別れ式を行いました。

この取組は教育的効果だけではなく、農村にとっても、にぎやかな子供の声が響くことや子供とのふれあいにやりがいを感じて集落に活気が出るなどの効果が見られています。



体験学習の様子

女性グループ等が地域の食文化の保存・伝承をとおして地域を活性化しようとする活動が管内各地で行われており、農林水産省が後援して活動の優秀事例を表彰する「食アメニティコンテスト」において、熊本県美里町の「だいとお加多蘭会」が農村振興局長賞を受賞しました。

【だいとお加多蘭会（熊本県美里町）】

～「山野草クッキング」と「お芝居弁当」～

だいとお加多蘭会は、地域の伝統や名人にもっと目を向け、活躍の場をつくろうと、平成8年に大井早地区と遠野地区の女性有志が結成しました。

地域には勢井阿蘇神社があり、毎年4月第1土曜日の願成祭では古くからお芝居や神楽等が行われてきました。



農村舞台とお芝居見物

だいとお加多蘭会はこの祭をとおして「地域外の人にも地域のことを知ってもらい、交流をしよう。」と、山野草クッキングとお芝居弁当作りのイベントを始めました。

参加者は地域の人と山菜の収穫や、旬の食材を使った伝統的な家庭料理で弁当を作り、農村舞台でのお芝居を見物して楽しめます。お芝居は年に1回ですが、リピーターもあり地域の人との親交を深めています。

美里町では、だいとお加多蘭会などの様々な組織が一体となって、地域自身の魅力づくりやおもてなしを行うフットパス※に取り組んでいます。だいとお加多蘭会がこれまでに進めてきた地域外との交流活動が基礎となり、地域では2つのフットパスルートが設定され、地元女性からお茶や季節の材料を使った食事の提供等協力を得ることができました。



お芝居弁当

山野草クッキングとお芝居弁当でつくるメニューは、地域に訪れた人たちに地域の味として食され広く発信されています。

山野草クッキングとお芝居弁当でつくるメニューは、地域に訪れた人たちに地域の味として食され広く発信されています。

※ 森林や田園地帯、古い街並みなど地域に昔からある風景を楽しみながら歩くことができる小径。

施設整備等に対する支援については、農山漁村活性化法^{*}に基づき、県又は市町村が活性化計画を作成し、国が当該計画の実施のために「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」を交付した場合に、総合的取組を支援しています。

九州では、19年度から24年度までに7県137市町村で活性化計画が策定されており、25年度は新規に21件の活性化計画が策定され、継続分と合わせ51件の活性化計画に基づく事業が行われています。

「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」の活用事例

【農畜産物供給拠点の整備を通じた地域活性化（宮崎県高千穂町）】

～高千穂地区活性化計画～

平成22年に高千穂の魅力を発信する施設としてオープンした「高千穂がまだせ市場」は、第9回全国和牛能力共進会で日本一に輝いた高千穂牛を堪能できるレストラン「和」、その高千穂牛を店頭販売・全国発信する「JA高千穂地区ミートセンター」、高千穂生まれのこだわりの農産物、地場産品等を販売する直売所「鬼八の蔵」に加え、休憩やイベントのできる広場もあり、多くの方々に親しまれています。



施設外観



賑わうレストラン

発足当時、農業においては、町で生産される肉用牛や夏秋野菜等の高品質な農畜産物の販路拡大や供給体制の強化が、また、商工・観光業においては、人通りが少なくなってきた町中心部の活性化と高千穂観光の情報発信力の強化が、それぞれの重要課題として取り組まれており、町中心部に情報発信機能も備えた農畜産物供給拠点施設を整備することが全ての課題解決につながるとして期待されました。

オープン当初は、その頃発生した口蹄疫等の影響を受けましたが、年々認知度、評価ともに高まり、農畜産物や農産加工品、その他地場産品を多くの方に提供できるようになり、農家所得の向上に寄与しています。また、広場を利用したイベントの開催や、この施設を拠点に「まちなか」を散策する観光客の増加などにより、町中心部に人通りが戻ってきています。



品揃えの多い直売所

^{*} 「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」

（２）中山間地域の活性化に向けて

九州における中山間地域は、総土地面積の7割を占めており、国土の保全、水源の涵養^{かんよう}、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能を発揮しています。

また、経営耕地面積や農家人口に占める中山間地域の割合も、それぞれ約5割となっており、重要な農業地域となっています（表4-1）。

一方で、中山間地域では、過疎化・高齢化の進行により担い手が不足し、耕作放棄地の増加等による多面的機能の低下が懸念されており、地域の活性化に向けた取組が求められています。

このため、農林水産省では、中山間地域の活性化の取組を支援する中山間地域総合整備事業等を実施しています。

表4-1 中山間地域の概要

区 分	総土地面積 (km ²)	経営耕地面積 (総農家) (ha)	農家人口		耕作放棄地 面積 (ha)
			(販売農家) (千人)	うち 65歳以上	
九 州 ①	42,191	367,315	865	316	60,570
うち 中山間地域②	30,503	168,117	414	160	34,632
②／①(%)	72.3	45.8	47.9	50.6	57.2

資料：農林水産省「2010年世界農林業センサス」（組替）

注1：農家人口とは、農林業センサス結果における農家世帯員数である。

注2：耕作放棄地面積は、販売農家、自給的農家、土地持ち非農家の合計である。

注3：中山間地域のデータは、平成22年2月1日現在の市区町村の区域内に含まれる昭和25年2月1日現在の市区町村で集計した。ここでいう中山間地域とは、「農林統計に用いる地域区分」（平成20年6月16日改定）における、中間農業地域及び山間農業地域を指す。

【良質堆肥の安定供給による地域農業の活性化の推進

（大分県中津市山国地区）
なかつしやまくに

「農業公社やまくに」が管理する「堆肥センターやまくに」は、畜産農家から出る家畜排泄物を適切に管理し、良質な堆肥を生産するとともに、生産した堆肥を耕種農家が利用することにより、中山間地域での資源循環型社会の実現の推進を目的に、中山間地域総合整備事業により平成17年度に整備されました。

本施設では、24年度に約4,900tの家畜排泄物から約4,200tの堆肥を生産し、担い手農家等に安定的に供給を行っています。

また、酒造メーカーと連携して、製造の過程で発生する植物性残さを原料とした堆肥の生産も行うなど、良質堆肥の生産に努め、地場産農作物の安定的な生産に貢献しています。



堆肥センターやまくに



堆肥処理状況

（中山間地域等直接支払制度を活用した取組等）

農業生産条件が不利な中山間地域等の支援を行い、耕作放棄地の発生防止による多面的機能の維持を図ることを目的として、12年度から「中山間地域等直接支払制度」が導入されています。

本制度においては、集落で農地の管理方法や役割分担を取り決めた「協定」を締結し、5年間農業生産活動を維持することが要件となっています。

22年度からは、高齢化等によって農業の継続が困難となる農地が生じた場合に、誰がどのように管理するのかを集落協定に位置付けることで交付金を受けることが可能となるなど、地域における高齢化の進行にも十分配慮した、より取り組みやすい制度に見直したうえ、第3期対策として実施されています。

25年度末までに、九州では163市町村で計5,996協定が締結され、その交付面積は約8万7千haとなっています。

本制度によって、水路・農道等の維持管理のほか、機械・農作業の共同化、農産物の加工・販売、都市住民との交流等、農業のみならず地域の活性化につながる様々な取組が展開されています。

【共同で支え合う持続可能な支援体制の構築

くにさきしくにさきまちあかまつなか
（大分県国東市国東町赤松中集落）】

赤松中集落では、平成13年度から中山間地域等直接支払制度に取り組み、農地の維持と集落活性化に向けた活動を行っています。

集落では、高齢化の進行により耕作放棄地の増加が懸念されたため、集落で話し合いを重ね、取組面積を拡大し、現在では約9haの農地において農地法面のりめん（けい畔）の野焼き、農道・水路の保全・管理、鳥獣害対策の防

護柵設置、景観形成を目的とした彼岸花の植え付けを共同で実施しています。

22年度からは、役員を中心とした農地の管理受託体制を構築し、耕作・管理ができなくなった人の農地1.1haにおいて作業受託に取り組み、耕作放棄地の発生を防止しています。



法面に咲く彼岸花



防護柵設置による鳥獣害対策

○管内の多面的機能に着目した取組

①【地下水涵養と農産物ブランド化の取組（熊本県^{おおづまち}大津町、^{きくようまち}菊陽町）】

～白川^{しらかわ}中流域土地改良区協議会～

熊本県の白川中流域の水田地帯は、水道用水を地下水で賄う下流の熊本市にとって重要な水源となっています。この地域では白川から農業用水を取水する4つの土地改良区で協議会を組織し、農家、行政、企業と連携し、畑作物作付け前の転作田に一定期間水を張る地下水涵養の取組を行っており、その水張り面積は現在560haまで拡大しています。

また、水を張った後に生産された農産物は「水の恵み」ブランドで販売され、地下水涵養についての消費者の関心・理解を深めることにもつながっています。



畑作物の作付け前に水を張った転作田



「田んぼの学校」では農業体験を通じて子供たちに水田の役割を伝えている

②【多様な主体の連携で美しい棚田景観を後世へ（佐賀県^{からつし}唐津市）】

～^{わらびの}蕨野集落～

千枚の棚田が連なる蕨野地区は、平成20年に棚田では全国初の国の重要な文化的景観に選定されました。約36haの石積み棚田の景観と歴史的価値のある棚田文化を守るため、13年に住民有志で設立した「蕨野棚田保存会」等の地元組織とJAからつ、佐賀大学、都市住民、NPOなど様々な団体が連携し、荒廃田の復田、水路清掃等の棚田保全活動や、棚田ウォーク、菜の花ハイク等の交流事業を展開しています。

また、県の特別栽培農産物の認証を受けて生産したお米は「棚田米蕨野」として販売されています。



蕨野の棚田風景とブランド米「棚田米蕨野」



荒廃地を復田した棚田とそこで田植えをする学生

（農業・農村のもつ多面的機能の普及）

このような多面的機能発揮につながる取組は徐々に増えていますが、まだそれ程多いとは言えません。農業に従事する方の高齢化が進む中で、農村集落単独で活動を継続することが難しいことも増えない理由の一つと考えられます。多面的機能に関する取組を広げていくためには、農業そのものや農業・農村の多面的機能に対する消費者の理解と活動への参加がとても大きな力となってきます。

平成25年度に九州農政局が管内の各種イベント来場者（消費者）に対して行った「多面的機能の普及に向けたアンケート」の結果においても、地域の農業フェア等のイベントやパンフレット等がきっかけで、農業・農村の多面的機能について「知っていた」と回答された方が半数いる一方、半数の方は「知らなかった」と回答されています。

九州農政局では、消費者の方々が農業・農村のもつ多面的な役割と、その恩恵を身近に感じ・気づいていただけるよう、地域イベントやホームページ※での多面的機能や取組事例の紹介、農産物直売所等でのリーフレット配布等を通じて情報提供に努めています。

【各種イベントにおける普及活動の状況】



「佐賀平野『水と歴史』の探検隊」
での小学生への説明



模型を使った洪水防止機能の説明
（夏休み親子消費者の部屋）



くまもと農業フェアでの展示・紹介



普及リーフレットとイベントでの設置状況

※ 九州農政局HP「農業農村の多面的機能」→http://www.maff.go.jp/kyusyu/keikaku/totishigen_tamen.html

（２）農地・農業用水等の保全管理の現状

農地・農業用水等の資源は、農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により適切な保全管理が困難な状況にあります。

このため、農林水産省では、19年度から「農地・水・環境保全向上対策」により、地域ぐるみで農地・農業用水等の資源の保全管理を行う取組を支援してきました。

23年度からは、これまでの同対策に加え、老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修等の取組を支援する「農地・水保全管理支払交付金」による対策を実施しています。

なお、26年度からは、新たに創設される多面的機能支払交付金において、引き続き地域コミュニティによる地域資源の基礎的保全管理や質的向上を図る活動を支援することとしています。

【稲葉崎地区農地・水環境保全会（宮崎県延岡市）】

～レンゲがつなぐ地域の輪～

この地域では、豊かな農村風景や環境を守り、将来に引き継ぐことを目標に、平成20年度から農地・水・環境保全向上対策^{*}に取り組んでいます。

水路や農道の草刈り、ため池の点検・補修等の共同活動のほか、秋にレンゲ草の種をまき、春には鑑賞会を実施して、景観形成と土壌の有機化を図りながら、地域の交流を深めています。

今後は、更なる活動の一環として、学校教育と連携し、昔ながらの農作業体験や希少植物の調査を行い、明日を担う子供たちへ農業の大切さや地域の持つ魅力を伝えていきたいと考えています。



水路の草刈り



レンゲ鑑賞会



希少植物

^{*} 23年度より「農地・水保全管理支払交付金」に名称を変更。

九州では、農地・農業用水等の保全管理や農村環境の向上に資する共同活動は、(26年1月末時点見込み)で196の市町村において3,726の活動組織により取組が行われており、対象農地面積は19万419haとなっています。

また、農業用排水路等の長寿命化のための補修等の向上活動は、25年度末(26年1月末時点見込み)で147の市町村において1,709の活動組織により取組が行われており、対象農地面積は9万4,935haとなっています。

やまぐまく あさくらぐんちくぜんまち
【山隈区環境を守る会(福岡県朝倉郡筑前町)】

～老朽化が進む農業用水路の長寿命化への取組～

この地域では、ほ場整備の実施から30年以上が経過しており、老朽化が進んだ施設、特に農業用水路においては、めじ目地からの漏水や側壁の倒壊が数多く発生するなど、機能低下を防ぐ対策の実施が急務となっていました。

高齢化が進む中、平成19年度から農地・水・環境保全向上対策事業により、土砂上げや簡易な補修等に共同で取り組み、地域が一体となって水路の適正な維持管理を実施してきました。

さらに、23年度からは、農地・水・環境保全向上対策^{*}(向上活動支援交付金)により、老朽化した水路を更新するなど、農業用水路の長寿命化に取り組んでいます。



施工前(老朽化した水路)



施工中(水路布設状況)



施工後(水路の更新)

^{*} 23年度より「農地・水保全管理支払交付金」に名称を変更。

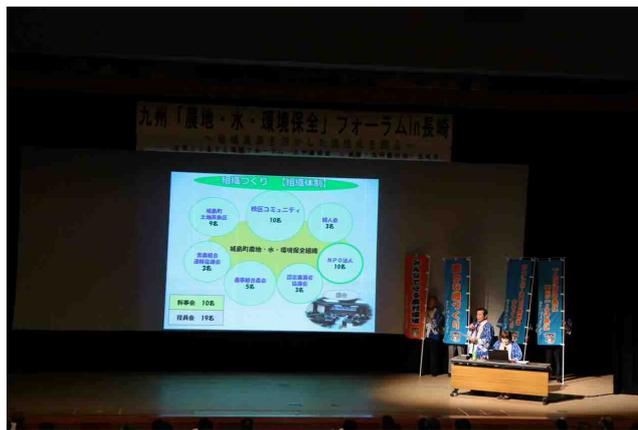
(3) 農地・水保全管理支払交付金にかかる関係機関の取組

九州では、活動組織の更なる意識の高揚と情報の共有化を図るため、「ふるさと環境フォーラム・九州連絡会」^{*}の主催による「九州『農地・水・環境保全』フォーラム in 長崎(25年10月)」をはじめ、シンポジウム、活動組織の

^{*} 農地・水・環境の良好な保全等を目指し、地域ぐるみでの効果の高い共同活動等に取り組む活動組織が活発な活動を展開するために組織された会。

集い等様々な取組が行われています。

取組の中で行われる活動組織の事例発表を通じて、「農山村が有する農業資源・自然・景観・生物多様性・伝統文化などの地域資源を地域全体で保全・継承し、活性化を図っていく」ことの、意識高揚が図られました。



事例発表の様子（フォーラムin長崎）

～各県で開催された取組～

25年7月	長崎県	「平成25年度長崎県農地・水保全管理支払対策促進大会」
25年11月	鹿児島県	「平成25年度鹿児島県水土里サークル活動シンポジウム」
25年12月	大分県	「農地・水環境保全管理対策 シンポジウム2013」
25年12月	宮崎県	「農地・水・環境 入門セミナー」
26年1月	佐賀県	「平成25年度「佐賀県農地・水・環境フォーラム」
26年1月	福岡県	「平成25年度農地・水保全管理支払交付金の実施に係る研修会」
26年3月	熊本県	「くまもと・むらの再生フォーラム」

3 耕作放棄地の現状と解消に向けた取組

(1) 耕地面積と耕地利用率

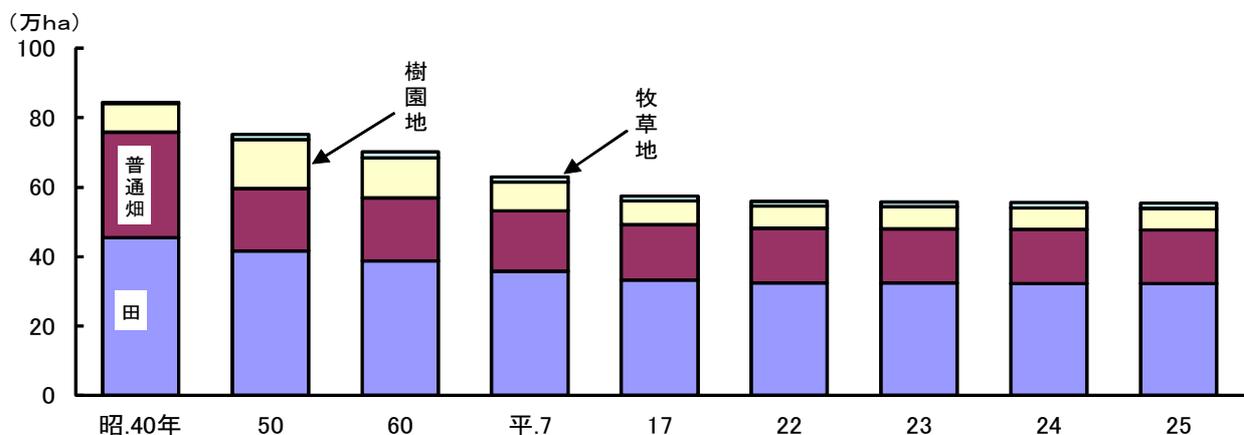
(九州の耕地面積は1,700ha減少)

平成25年7月15日現在の九州の耕地面積(田畑計)は55万2,600haで、荒廃農地、宅地等への転用により、前年に比べて1,700ha減少しました。

田畑別にみると、田は32万1,500ha、畑は23万1,200haで、前年に比べて400ha、1,300haそれぞれ減少しました(図4-2)。

耕地面積は、年々減少を続け、平成25年では昭和40年の3分の2まで減少していますが、近年では荒廃農地対策の推進等によって畑の復旧が行われたことなどにより減少幅が緩やかになっています。

図4-2 耕地面積の推移(九州)



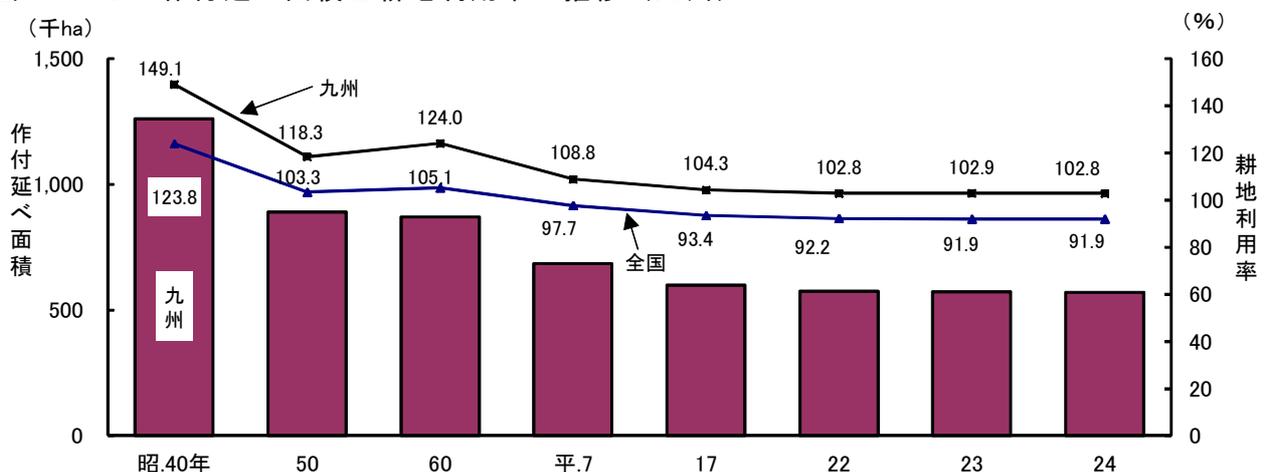
資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

(九州の耕地利用率は前年に比べて0.1ポイント低下)

平成24年の耕地利用率(九州)は102.8%で、前年に比べて0.1ポイント低下しました。これは、果樹・たばこ等が減少したためです。

耕地利用率の動向をみると昭和40年の149.1%から同50年には118.3%と大幅に低下したものの近年は横ばいで推移しています(図4-3)。

図4-3 作付延べ面積と耕地利用率の推移(九州)



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

(2) 耕作放棄地解消の取組

(耕作放棄地の実態及び解消面積)

農林業センサスによる平成22年の九州の耕作放棄地面積は6万570haとなっています(表4-2)。また、「平成24年の荒廃農地の面積について」によれば、「再生利用が可能な荒廃農地」は2万9,438haとなっています(表4-3)。

耕作放棄地の増加は、国土保全や水源涵養^{かんよう}など、農業の有する多面的機能の低下や、病虫害、鳥獣被害の発生等にも結びつくおそれがあることから、その解消や発生防止を図ることが必要です。

表4-2 耕作放棄地面積(各年とも2月1日現在) 単位:ha、%

区分	平.22	平.17	対前回比
全 国	395,981	385,791	2.6
九 州	60,570	60,899	▲ 0.5
福 岡 県	7,189	7,030	2.3
佐 賀 県	4,777	4,458	7.2
長 崎 県	11,742	13,033	▲ 9.9
熊 本 県	12,032	11,675	3.1
大 分 県	8,373	8,013	4.5
宮 崎 県	4,678	4,685	▲ 0.1
鹿 児 島 県	11,778	12,004	▲ 1.9

資料:農林水産省「農林業センサス」

注:耕作放棄地とは、以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け(栽培)せず、この数年の間に再び作付け(栽培)する意思のない土地(農家等からの申告を集計)。

表4-3 荒廃農地の面積(24年実績値)

単位:ha

区分	荒廃農地面積	再生利用が可能な荒廃農地	再生利用が困難と見込まれる荒廃農地	再生利用された面積
全 国	262,378	141,005	121,373	13,629
九 州	65,166	29,438	35,729	2,825
福 岡 県	4,601	2,397	2,204	232
佐 賀 県	4,237	3,289	948	292
長 崎 県	15,464	5,904	9,560	634
熊 本 県	9,480	5,099	4,381	422
大 分 県	10,167	2,961	7,206	239
宮 崎 県	2,853	1,519	1,334	325
鹿 児 島 県	18,364	8,270	10,095	681
(参考) 九 州(23年)	62,499	30,914	31,585	2,405

資料:農林水産省「平成24年の荒廃農地の面積について」

注1:九州及び九州管内各県の値については、25年3月までに報告のあった同管内233市町村(25年3月現在)の実績値である。また全国の値については東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により避難指示のあった福島県の町村等12市町村を除いた1,708市町村の実績値である。

2:「荒廃農地」とは、「現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」のことをいう。

3:「再生利用が可能な荒廃農地」とは、「抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地」。

（耕作放棄地解消への取組）

耕作放棄地の解消を促進するため、各県、市町村では耕作放棄地対策協議会を設置し、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金による再生・利用に向けた取組のほか、県単独事業等を活用した解消に向けた積極的な取組が進められています。

24年度からは「人と農地の問題」の解決に向け、各地域で人・農地プランの策定が進められています。地域の中心となる経営体や農地の集積等について地域で話し合い、プランに位置づけられることで耕作放棄地の発生抑制や解消にもつながるものと期待されます。

九州農政局では、農家や農業法人、関係機関との意見交換会等の場において、耕作放棄地の解消や発生抑制への対策推進を要請するとともに、耕作放棄地再生利用緊急対策の活用による取組を「耕作放棄地解消事例集」として取りまとめ、関係者に配布しています。

【オリーブ導入により条件不利地（果樹園）の耕作放棄地を再生 （福岡県うきは市）】

福岡県うきは市は、6割が中山間地域であり、平坦部には肥沃な水田地帯、山麓部には果樹地帯が形成され、柿、梨、ぶどうなど果樹栽培が盛んな地域です。

近年、農業従事者の高齢化等により耕作放棄地が増加しており、特に昭和40年代に造成された柿園は、傾斜が急で機械が入らない等の理由から荒廃が顕著となっています。

このような中、うきは市は平成20年度から取り組んでいる地元産農産物を活用した新商品開発とブランド化の一層の促進を図るため、国内産が少ないオリーブの植栽と加工に着目しました。オリーブは手間がかからず高齢者でも取り組みやすいことから、ほ場条件が厳しい果樹園の耕作放棄地にも導入を推進することとしました。

現在では、市内のオリーブ栽培面積は6haまで拡大、3haの耕作放棄地の解消に結びついています。

オリーブは、高齢化が進む中、労力軽減に繋がることから、耕作放棄地の発生抑制にも期待されています。



植栽されたオリーブ

4 鳥獣被害とその対策

ア 農作物被害の状況について

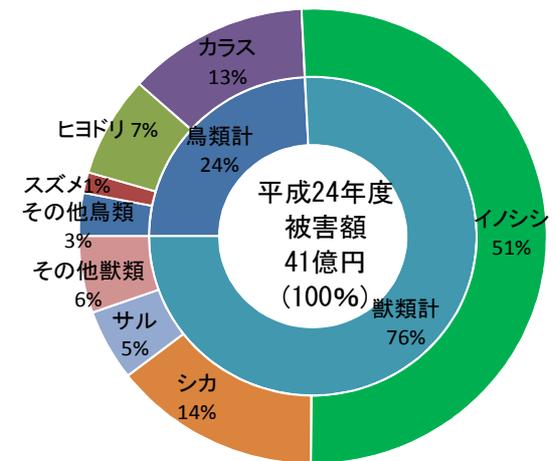
野生鳥獣の生息分布域が拡大し、農作物の被害金額は、全国で230億円（平成24年度）となっており、毎年200億円規模で推移しています。

九州では、イノシシ、カラスを中心に約41億円（24年度）の被害報告があります。獣種別にみると、獣類では、イノシシが51%と半数以上を占め、次いで、シカ14%、サル5%の順となっており、鳥類では、カラスが13%で最も多く、次いで、ヒヨドリ7%、スズメ1%となっています（図4-4）。



ヒヨドリによる食害（キャベツ）

図4-4 獣種別農作物被害金額（九州）



資料：農林水産省

特に、野生鳥獣による被害については、収穫時に被害を受けることが、営農意欲の減退、ひいては不作付地の増加につながり、被害金額以上の深刻な影響が懸念されます。

また最近では、農林水産業に係る被害に加えて、鳥獣等が住宅街に現れることによる人の身体等への被害や交通事故などの生活環境被害の影響についても懸念されています。

イ 鳥獣被害防止特措法に基づく地域主体の取組

このように鳥獣による被害が深刻化・広域化していることから、「鳥獣被害防止特措法^{*}」が、24年3月に一部改正され、鳥獣による人への危害に対処する事項等が追加されました。

この法に基づき、被害軽減の目標値や取組方針等を定めた被害防止計画を作成した市町村には、国が財政上の措置を講じるなど、各種の措置が受けられます。

^{*} 「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」

表 4 - 4 被害防止計画の作成状況
(25年10月末現在)

区 分	全市町村数	被害防止計画作成
全 国	1,742	1,369
九 州	233	222
福 岡 県	60	57
佐 賀 県	20	20
長 崎 県	21	21
熊 本 県	45	43
大 分 県	18	17
宮 崎 県	26	26
鹿 児 島 県	43	38

資料：農林水産省

25年10月末現在、九州では全市町村の9割以上を占める222市町村（管内の全市町村数233）が計画を作成し、地域主体の取組が着実に進んでいます(表4-4)。

ウ 被害防止計画に基づく取組に対する総合的な支援

農林水産省では、市町村が作成した被害防止計画の取組を、鳥獣被害防止総合対策により総合的に支援しています。

25年度は、鳥獣被害対策実施隊による捕獲等地域ぐるみの被害防止活動、侵入防止柵の整備及び県域を越える複数の市町村が連携して行う広域的な取組に対する支援を実施しました。

また、野生鳥獣の個体数増加に対応するため、24年度補正予算で鳥獣害防止緊急捕獲等対策として、捕獲活動の更なる強化や地域の実情に応じたきめ細やかな侵入防止対策を27年度まで緊急的に実施しています。

さらに、これら対策の一環として、捕獲をはじめとする被害防止活動の担い手である「鳥獣被害対策実施隊」が、全国で745市町村、九州では196市町村（25年10月末現在）に設置されています(表4-5)。



侵入防止柵（電気柵）とシカの足跡

表 4 - 5 鳥獣被害対策実施隊の設置状況
(平成25年10月末現在)

区 分	全市町村数	鳥獣被害対策実施隊の設置数
全 国	1,719	745
九 州	233	196
福 岡 県	60	49
佐 賀 県	20	20
長 崎 県	21	21
熊 本 県	45	33
大 分 県	18	17
宮 崎 県	26	26
鹿 児 島 県	43	30

資料：農林水産省

エ 九州農政局の取組

九州地域において、野生鳥獣に対する適切な保護・管理、効率的な防除のあり方を検討する場として、九州地域野生鳥獣対策連絡協議会を設置し、定期的に情報交換を行っています。現在、協議会構成機関である九州森林管理局並びに九州地方環境事務所と連携し、国有林や国立公園等に隣接する地域における実態・要望を踏まえた具体的な課題、対応策を検討しています。

また、「鳥獣被害の現状と対策について（九州農政局版）」を作成し、管内の取組事例などを掲載することにより、各地域での被害防止活動の推進を図っています。

【九州森林管理局及び九州地方環境事務所との連携】

農地において鳥獣被害対策を施した地区では、一定の効果は現れているものの、被害が続いています。九州山地には、国有林や国立公園が広がっていますが、特に農作物及び森林に被害を及ぼすシカは、森林を「すみか」、農地を「エサ場」として行き来しており、個別の対策では限界があります。今後、有効な被害防止を実現するためには、山際※において関係機関が密接に連携して各種対策を効果的に推進していく必要があります。

現在、九州農政局と九州森林管理局、九州地方環境事務所は、熊本、大分、宮崎の3県にまたがる「高森・竹田・高千穂地域鳥獣害防止広域対策協議会」を相互連携のモデル地域として選び、協議会の現地視察検討会、講演会への参加や、森林管理署、県、市町村及び地元猟友会との意見交換や合同現地調査等を実施しています。これにより、被害対策を実施する上での地域における課題等の把握を行ないました。



三地区合同現地視察検討会
(高森町)



合同現地調査（高千穂町）

今後、課題のひとつである国有林内での有害鳥獣の捕獲の推進や捕獲実証事業の取組等について、地元との意見交換、調整を進めていきます。

また、その結果を九州地域野生鳥獣対策連絡協議会に還元し、各県における有効な対策の立案に役立てていきます。

※ 森林と農地が接する地域。

5 エネルギー生産への農山漁村の資源の有効活用

(1) 再生可能エネルギー導入の取組

農山漁村は、森林資源等のバイオマス、水、土地などの資源が豊富に存在し、再生可能エネルギー利用の面で高いポテンシャルがあります。

九州は太陽光や水力など自然エネルギーに恵まれており、平成24年7月から開始された固定価格買取制度を利用することにより、再生可能エネルギーによる農山漁村の活性化が期待されます。

一方、農地の利用を求める動きも増大していることから、発電設備の無計画な整備により、農林漁業の健全な発展に必要な農林地等が失われ、これらの機能の発揮に支障を来す可能性もあります。農林地等の利用調整を適切に行うとともに、再生可能エネルギー導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を促進する必要があります。

このため、農山漁村再生可能エネルギー法^{*}が、25年11月22日に公布されました。

九州農政局では、26年1月に県、市町村、事業者、農林業関係団体等を集め、国の基本方針等の策定に当たり、現場の方々の意見を伺うための説明会を開催するなど普及啓発に努めました。

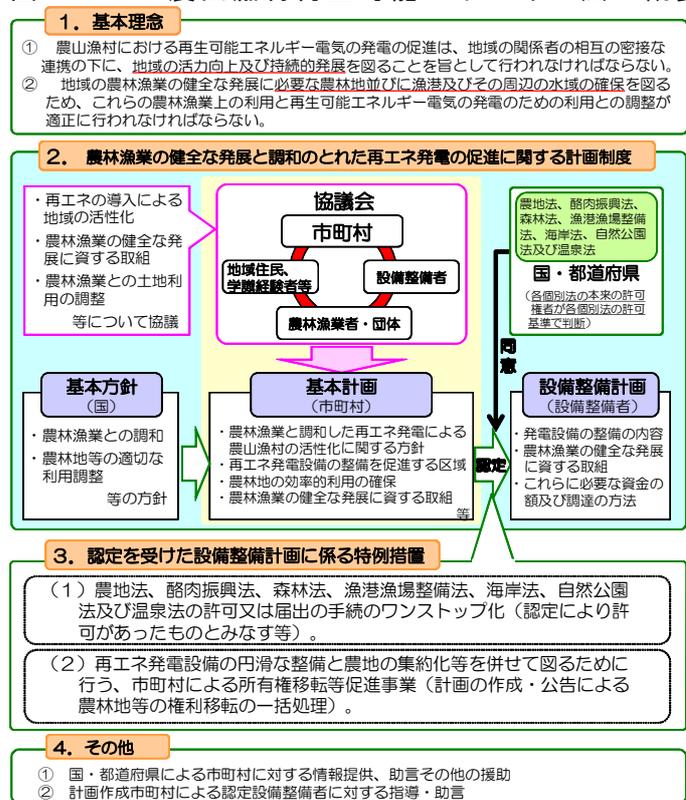
また、地域の農林漁業者等が参画した発電事業モデルの構築、小水力発電等に係る調査設計等を支援しました。

表4-6 固定価格買取制度の買取価格・期間
(平成25年度の買取価格)

電源	調達区分	調達価格(税込)	買取期間	
太陽光	10kW以上	37.80円/kWh	20年	
	10kW未満(余剰買取)	38.00円/kWh		
	10kW未満(ダブル発電・余剰買取)	31.00円/kWh	10年	
風力	20kW以上	23.10円/kWh	20年	
	20kW未満	57.75円/kWh		
地熱	1.5kw以上	27.30円/kWh	15年	
	1.5kw未満	42.00円/kWh		
中小水力	1,000kw以上30,000kw未満	25.20円/kWh	20年	
	200kw以上1,000kw未満	30.45円/kWh		
	200kw未満	35.70円/kWh		
バイオマス	メタンガス発酵ガス化		20年	
	固形燃料燃焼	未利用木材		33.60円/kWh
		一般木材等		25.20円/kWh
		廃棄物(木質以外)		17.85円/kWh
		リサイクル木材		13.65円/kWh

資料：経済産業省資源エネルギー庁の資料を基に九州農政局で作成。

図4-5 農山漁村再生可能エネルギー法の概要



資料：農林水産省作成

^{*} 「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」

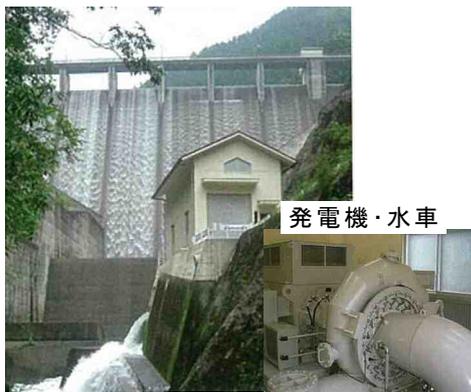
(2) 小水力発電等の再生可能エネルギーの有効利用に向けて

近年、揚水ポンプ等電力を使用する土地改良施設の増加に伴い、電力料等の維持管理費が増大し、適切な機能発揮に支障が生じていることから、農村地域に賦存する水力や太陽光の活用により電力料の軽減を図るとともに、温室効果ガス排出量の削減にもつながる取組が進められています。

九州農政局では、小水力等再生可能エネルギー導入推進事業等により、小水力等発電施設の整備に係る概略設計、各種法令に基づく協議等の取組を支援しています。

(小水力発電施設の導入)

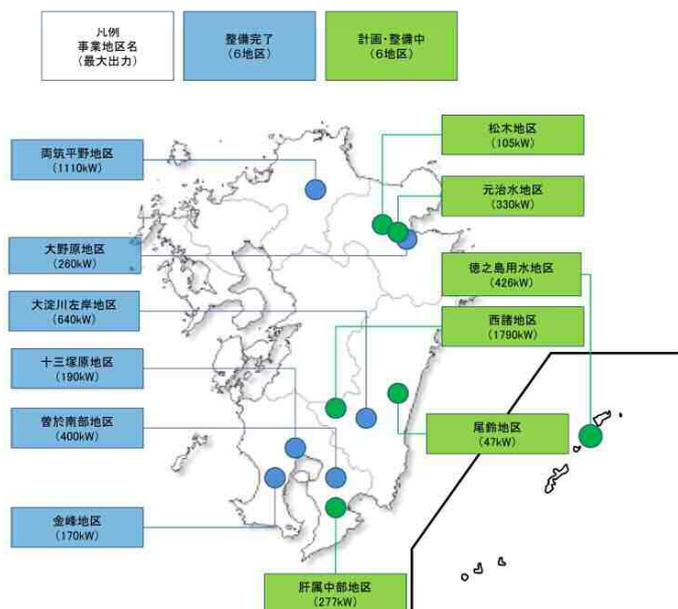
九州では、既設の小水力発電施設が6施設あり、現在、更に6地区において設置が計画されています(図4-6)。



発電機・水車

国営かんがい排水事業
「おおどかわきがんちく
「大淀川左岸地区」の小水力発電施設

図4-6 九州管内の小水力発電施設の設置状況



(太陽光発電施設の導入)

太陽光発電施設は、佐賀県白石町「須古地区」、熊本県玉名市「大浜地区」、鹿児島県知名町「須原地区」、和泊町「池当地区」、喜界町「喜界(二期)地区」(最大出力16~104kW)に設置されており、土地改良施設(揚水ポンプ等)への電力供給や土地改良施設等の維持管理費の軽減等に寄与しています。



県営畑地帯総合整備事業「池当地区」
(鹿児島県和泊町)の太陽光パネル

(3) 豊富なバイオマスを活かして

ア バイオマス活用推進計画の策定

バイオマス活用推進基本法(21年法律第52号)第21条に基づき、都道府県及び市町村は、それぞれ都道府県バイオマス活用推進計画、市町村バイオマス活用推進計画(以下一括して「地域推進計画」という。)を策定するよう努めることとされました。

また、バイオマス活用推進計画(22年12月閣議決定)では、バイオマスの活用の推進に関する施策についての基本的な方針、国が達成すべき目標、技術の研究開発に関する事項等が定められ、32年に600市町村において市町村バイオマス活用推進計画が策定されるとともに、全ての都道府県において都道府県バイオマス活用推進計画が策定されることを目標としています。

九州で、26年4月現在で3県5市が地域推進計画を策定公表しています。(全国:15府県24市町)

○都道府県バイオマス活用推進計画の公表状況

- ①鹿児島県(24. 2. 9公表)
- ②熊本県(24. 3. 30公表)
- ③宮崎県(25. 4. 12公表)

○市町村バイオマス活用推進計画の公表状況

- ①宮崎県西都市(24. 4. 1公表)
- ②福岡県糸島市(24. 4. 12公表)
- ③熊本県高森町(25. 3. 22公表)
- ④福岡県八女市(25. 3. 29公表)
- ⑤長崎県東彼杵町(26. 1. 10公表)

イ バイオマス産業都市の構築

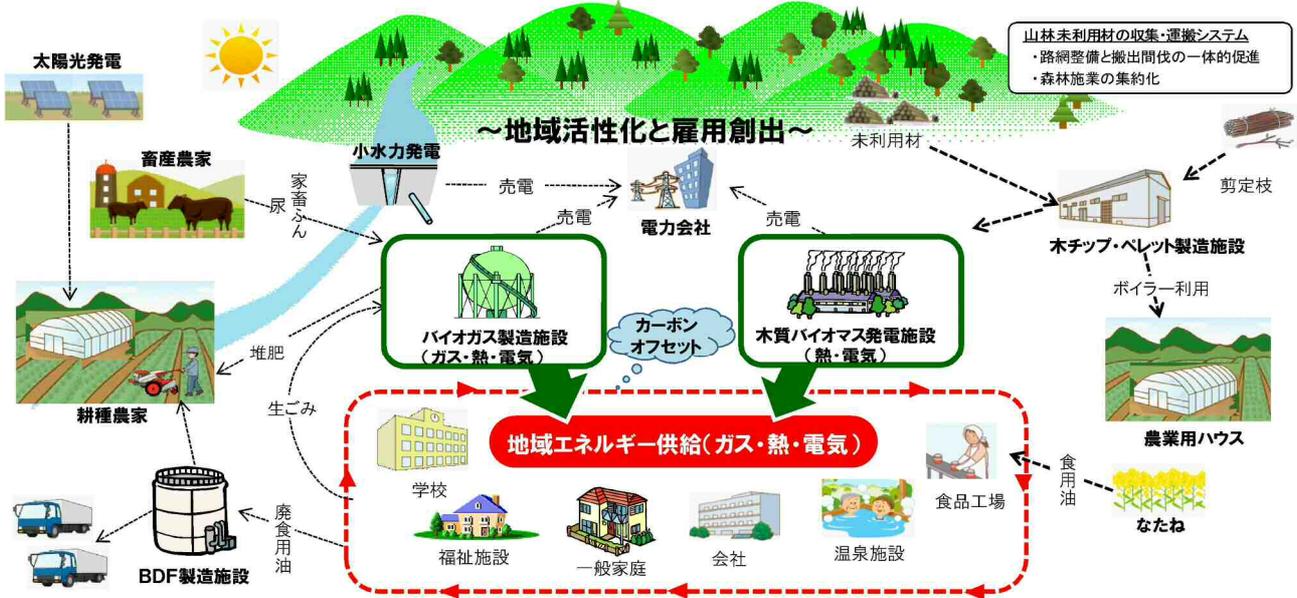
24年9月、バイオマス活用推進会議[※]において、「バイオマス事業化戦略」が決定されました。この戦略に基づいて関係府省が連携し、地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型エネルギーの活用強化により、バイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域(バイオマス産業都市)の支援を行います。

なお、管内4地区が25年度地域バイオマス産業化支援事業を活用して、バイオマス産業都市構想(案)を作成しました。今後、26年度のバイオマス産業都市募集に応募し、バイオマス産業都市選定委員会の審査を経て認定を目指すことになります。

また、九州農政局では、九州地域バイオマス関係機関連絡会及びバイオマスタウンネットワークを活用し本施策に関する情報発信を行っています。

[※] 7府省(内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)の担当副大臣及び政務官で構成されている。

図 4-7 バイオマス産業を軸としたまちづくり・むらづくり



資料：農林水産省作成

ウ バイオマスのエネルギー利用

生ゴミ、し尿、家畜排せつ物等のバイオマス利活用としては、堆肥化が一般的ですが、地域循環型のエネルギー源として、バイオマスの重要性が見直されています。バイオマス産業都市構想においても、この地域循環型エネルギーの活用強化を目指しています。管内のこれまでの取組として、福岡県大木町が生ゴミ等を原料に、熊本県山鹿市、大分県日田市等が家畜排せつ物を原料に、メタン発酵によるエネルギー利用を行なってきました。

25年度、大木町では、家庭・事業所から収集した生ゴミ1,235 t、し尿・浄化槽汚泥8,460 tをメタン発酵させ、回収した約14万 m^3 のバイオガスから発電した電力約24万3千Kwhを利用し、ゴミ処理費用の削減と環境負荷への低減というかたちで地域へ利益を還元しています。



おおき循環センター



山鹿市バイオマスセンター

動
向
編

第
4
章